

被扶養者認定基準の概要

○被扶養者の収入要件について

主として組合員の収入によって生計を維持している者であることが必要です。被扶養者に（表1）に掲げる恒常的な収入があり、（表2）に掲げる認定基準額以上の恒常的な収入があるときは被扶養者になることはできません。
なお、収入の算定方法については（表3）のとおりです。

（表1）恒常的な収入の一覧

該当する収入	事業収入、不動産収入、利子・配当収入、給与収入、報酬、公的年金等（※）、特別障害給付金、年金生活者支援給付金、雇用保険の基本手当・再就職手当、就業促進定着手当、傷病手当金、育児休業手当金、企業年金・個人年金（一時金による一括受取分を除く。）、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金、司法修習生に対する資金貸与金、児童手当、児童扶養手当、株式売却による収入金額（売却価格－{取得費＋委託手数料等}）、保育士の処遇改善手当、就農給付金、その他
該当しない収入	退職収入・譲渡収入・山林収入等の一時的に得た収入、奨学金、雇用保険の高年齢求職者給付金・特例一時金、その他

※ 公的年金等とは次に掲げる年金（障害・遺族を支給事由とする年金を含む。）です。

国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、独立行政法人農業者年金基金法、その他の法律により支給される年金たる給付

（表2）認定基準額

対象者	基準額		年額	事業、不動産、農業、公的年金収入など
	年額	月額		
収入の全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る収入がある者又は60歳以上の者	年額	1,800,000円未満	150,000円未満	給与収入など
	月額	150,000円未満		
	日額	5,000円未満		
上記以外の者	年額	1,300,000円未満	108,334円未満	雇用保険の基本手当、傷病手当金など
	月額	108,334円未満		
	日額	3,612円未満		

☆ 基準額の換算については、次のとおりです。

（表3）収入の算定方法

収入区分	年額単位	月額単位	日額単位
算定式	前年の総収入金額－必要経費（※1）	平均収入月額	収入日額
		$\left\{ \begin{array}{l} \text{(直前四半期(※2)の給料総額} \div 3) \\ + \\ \text{(過去1年間の賞与総額} \div 12) \end{array} \right\}$	

※1 必要経費とは、社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められる経費のことをいいますが、所得税法で認められている経費でも扶養認定では認められない経費がありますのでご注意ください。

※2 四半期とは、1月～3月を第1四半期、4月～6月を第2四半期、7月～9月を第3四半期、10月～12月を第4四半期に分割したものです。

☆ 農業収入の名義と耕作者が異なる場合等については、名義上の収入の帰属にかかわらず、実態は誰に帰属するかによって判定しますので、組合員名義の収入であっても実態として被扶養者が農業に従事しているときは、この申告書の⑤欄に必ず記載してください。

この収入の算定方法は、農業収入金額から必要経費を控除した額に従事している被扶養者の従事割合を乗じた額により算出します。

なお、農業以外の事業についても同様に取り扱います。

○被扶養者の同居要件について

組合員の血族たる子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者以外の者については組合員と同一世帯に属していなければ被扶養者になることはできません。

なお、組合員の血族たる子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で組合員と同一世帯に属していないときは、（表4）に掲げる別居者への金銭援助の条件を満たしていなければ被扶養者になることはできません。

（表4）別居者への金銭援助の条件

最低援助額（月当たり）	該当被扶養者の前年収入年額×50%÷12ヶ月（千円未満切捨て） ※ この算式で計算した金額が25,000円に満たない場合（前年収入年額がない場合を含む。）は25,000円
金銭援助の回数	各四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）毎に最少1回
援助事実の確認できる書類	<p>預貯金通帳(写)、振込領収証(写)、カード利用明細(写)、その他の送金事実が確認できる書類</p> <p>☆ 組合員が負担している住宅費(家賃、電話代、光熱給水費等)は金銭援助とみなしますので、この場合は、組合員が住宅費を負担している事実が確認できる書類でも構いません。</p> <p>【ご注意】 ・手渡申立書、手渡領収書等は金銭援助として一切認められません。また、物品援助の現金換算も認められません。なお、配偶者および在学証明書を提出した学生については、金銭援助の確認書類の提出は省略できます。</p> <p>・認定対象者の月收入が年の途中で増加した場合は、その翌月から援助額も増額するものとします。</p> <p>・組合員以外に仕送り者がいる場合は、組合員の仕送り額が最も多いこと。</p>

☆ 組合員以外の者から金銭援助を受けている場合の最低援助額は、上記の算式による金額以上かつ組合員以外の者からの援助額以上の金額です。

○夫婦共同扶養の原則について

組合員夫婦が共同で扶養している被扶養者については次のとおりです。

【夫婦とも被用者保険の被保険者(組合員)の場合】

夫婦が共同で扶養している者については、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。)の多い方の被扶養者とします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この原則は適用しないものとします。

- ア 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内の差額である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- イ 組合員が育児休業の承認を受けたため、当該育児休業期間中、組合員の収入金額が組合員の配偶者の収入金額よりも一時的に少なくなる場合

【夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合】

組合員については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とします。

○夫婦相互扶助の原則について

認定対象者に配偶者(組合員を除く。)があり、当該夫婦の年間収入推計額の合計が認定基準額以上となる者

注) 当該夫婦の年間収入推計額の合計が認定基準額未満であっても、個人単位で認定基準額以上となる者については、被扶養者として認められません。

また、認定対象者の配偶者(組合員を除く。)が社会保険の被保険者である場合も、原則として、当該配偶者の被扶養者となるべきものとします。

※夫婦とは、三親等内親族の夫婦をいいます。

○認定対象者が父母(夫婦)の場合の認定基準額及び認定可否一覧表

○=認定 ×=不認定

	父母いずれか(A)	Aの配偶者(B)	認定基準額	被扶養者認定の可否	
	年間収入推計額①	年間収入推計額②	①+②	(A)	(B)
父母ともに 60歳未満の場合	130万円未満	130万円未満	260万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	260万円未満	×	○
	130万円以上	130万円未満	260万円以上	×	×

	父母いずれか(C)	Cの配偶者(D)	認定基準額	被扶養者認定の可否	
	年間収入推計額③	年間収入推計額④	③+④	(C)	(D)
父母いずれか(C)が 60歳以上又は 障害年金受給者 その配偶者(D)が 60歳未満の場合	180万円未満	130万円未満	310万円未満	○	○
	180万円未満	130万円以上	310万円未満	○	×
	180万円以上	130万円未満	310万円未満	×	○
	180万円以上	130万円未満	310万円以上	×	×
	180万円未満	130万円以上	310万円以上	×	×

	父母いずれか(E)	Eの配偶者(F)	認定基準額	被扶養者認定の可否	
	年間収入推計額⑤	年間収入推計額⑥	⑤+⑥	(E)	(F)
父母ともに 60歳以上又は障害 年金受給者の場合	180万円未満	180万円未満	360万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	360万円未満	×	○
	180万円以上	180万円未満	360万円以上	×	×

○被扶養者の認定取消について

被扶養者が資格要件に該当しなくなったときから、被扶養者の認定を取消します。

認定取消期間については、(表5)に掲げるとおりです。

ただし、取消期間中に退職及び事業廃業等により収入がなくなった者については、この限りではありません。

なお、収入による具体的な判定(年額単位・月額単位)については、下記に掲げる事例のとおりです。

(表5) 認定取消期間一覧表

認定取消事由		認定取消期間
収入金額の 基準額超	年額単位	年金収入 年金支給に関する通知書発行日から 本年7月1日から1年間
	月額単位	事業収入 当該四半期の翌1日から1四半期間
	日額単位	当該収入の支給期間
金銭援助不足(本調査により判明)		本年7月1日から1四半期間
被扶養者夫婦の合計収入の基準額超		本年7月1日から1年間
その他認定取消事由に該当したとき		本調査対象期間に当該取消事由が発生した日又はその翌日から

☆ 異なる単位の収入を同時に得ている場合の認定取消については、実情に応じて判定します。

☆ 月給制で基準額以上の給与を受けている場合、日給制や時給制で基準額以上の給与を受けることが見込まれる場合など、実情によってはこの認定取消期間以外の日に取り消すことがあります。

収入による具体的な判定について

※この事例での給与収入者とは、社会保険未取得者をいいます。

① 事業、農業収入者等（認定基準額が年額130万円未満の者）

	前年(暦年)	本年(暦年)	翌年(暦年)
(表3)の年額単位の額	1,350,000円	1,250,000円	1,200,000円
判定	前々年の収入で判定	7月1日取消	7月1日認定

② 給与収入者（認定基準額が月額108,334円未満の者）

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均給与額	無職			120,000円			100,000円			100,000円		
判定	前四半期の収入で判定			認定			1月1日取消			4月1日認定		

※賞与の支給がある場合は、平均給与額に審査基準日前1年分の賞与額の12分の1を加え判定します。

③ 雇用保険受給者（認定基準額が月額3,612円未満の者）

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
区分	待期間							基本手当日額3,800円の認定(支給)期間												受給終了			
判定	7日まで認定							8日から取消												20日から認定			

※雇用保険受給資格者証の表面「基本手当日額」と裏面「認定(支給)期間」を基に、認定取消と再認定を判定します。

④ 公的年金受給者

(認定基準額が年額180万円未満の者で、年金増額による年金改定通知書発行日が7月15日)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年金年額	1,200,000円						1,850,000円					
判定	7月14日まで認定						7月15日から取消					

※年金改定通知書を紛失されている場合は、増額となった事由が発生した翌月から取り消します。

⑤ フルタイム(月給)からパートタイム(時間給)に変更した者（認定基準額が月額108,334円未満の者）

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均給与額	(月給35万円)			100,000円			110,000円			60,000円		
判定	社会保険の被保険者			喪失日から認定			認定			4月1日取消		

⑥ A事業所からの給与収入とB事業所からの給与収入を同時に得ている者（認定基準額が108,334円未満の者）

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均給与額 A	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万
平均給与額 B	6万	7万	8万	5万	5万	5万	6万	6万	6万	5万	5万	5万
合計平均給与額	12万円			10万円			11万円			10万円		
判定	前四半期の収入で判定			10月1日取消			1月1日認定			4月1日取消		

⑦ 事業収入と給与収入を同時に得ている者（認定基準額が年額130万円未満の者）

	前年(暦年)		本年(暦年)		翌年(暦年)	
	事業収入	年額55万円	計年額135万円	年額30万円	計年額110万円	年額30万円
給与収入	年額80万円	年額80万円		年額80万円		
判定	前々年の収入で判定		7月1日取消		7月1日認定	

※それぞれの収入が単独で超える場合は、①又は②の基準により取り消します。単独で超えない場合は、それぞれの前年収入を合算し判定します。

⑧ 公的年金収入(又は個人年金収入)と給与収入を同時に得ている者

(認定基準額が月額15万円未満の者で、年金増額による年金改定通知書発行日が2月15日)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
年金年額	80万円 (80万円÷12÷66,666円)						150万円 (150万円÷12÷125,000円)					
平均給与額	83,334円			80,000円			60,000円			60,000円		
合計平均収入額	150,000円			146,666円			165,555円			185,000円		
判定	前四半期の収入で判定			10月1日取消			1月1日認定			4月1日取消		

※それぞれの収入が単独で超える場合は、②又は④の基準により取り消します。単独で超えない場合は、年金増額による年金改定通知書発行日が発行された月から給与収入の判定日前3ヶ月における平均月額に年金額の12分の1を加え、15万円を基準に判定します。なお、年金改定通知書を紛失されている場合は、④の基準と同様の取り扱い判定します。

◎60歳未満で個人年金と給与収入を同時に得ている場合には、認定基準額は年額130万円となり月額換算した108,334円で判定します。

⑨ 退職し、その後、再就職した場合

(パート(時間給)を9月末に退職し、11月1日から再就職した場合、11月、12月の給料の捉え方)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均収入月額	10万円			無職	11万円		12万円			12万円		
判定	—			認定			認定 ※前四半期の3ヶ月平均で判定 (22万÷3月≒73,333円/月)			4月1日取消		

⑩再就職手当(雇用保険)と給与収入を同時に得ている者

(9月末に退職後、11月1日に再就職し、11月5日に再就職手当を63日分(25.2万円)受給した場合、月額により判定)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
再就職手当	—			—	10.4万円	12.4万円	2.4万円	—			—	
					※11月に25.2万円を受給							
平均収入月額	—			無職	10万円		10万円			10万円		
合計平均収入額	(月給25万円)			142,666円			108,000円			100,000円		
判定	社会保険の被保険者			認定			1月1日取消			4月1日認定		

※ 再就職手当は、基本手当の受給資格がある方が再就職した場合、基本手当の残日数など一定の要件を満たした場合に残日数・基本手当日額等を基に算定され、一括して支給されます。

しかしながら、認定対象者の合計平均収入額を算定する際には、雇用保険受給資格者証の裏面に記載されている再就職手当額を「基本手当日額に乗じた数(日分)」を基に、1ヶ月毎の手当金額に換算し、各月の給与月額と合算して平均収入額(四半期毎)を算定します。

なお、再就職手当における月額換算は、原則として「再就職手当支給日」から起算します。

ただし、当該支給日が不明な場合には、雇用保険受給資格者証の裏面に記載されている「処理月日」を支給日とみなして起算します。

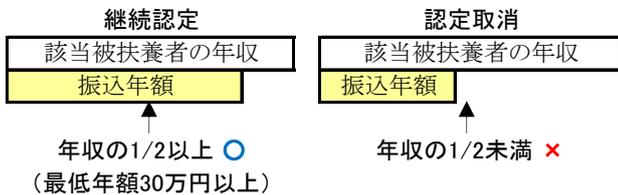
※ 就業促進定着手当についても、同様の取扱いとします。

別居者への金銭援助の条件

金銭援助は、被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、援助方法は金融機関等からの振込とし、組合員から被扶養者の口座へ定期的に継続して送金していることが必要になります。

このため、手渡しによる金銭援助の場合は、確認が取れないため認められません。

また、別居者が複数人の場合は、各別居者に対する金銭援助額の確認をします。



この調査に関するお問い合わせは所属所共済組合事務担当者又は熊本県市町村職員共済組合福祉課までお願いします。

熊本県市町村職員共済組合福祉課直通 電話:096-368-0901